資料６

港湾貨物運送事業労働災害防止協会

提出資料

（会員へのアンケート調査結果等）

平成23年9月13日

港湾労災防止協会の事業運営に関するｱﾝｹｰﾄ調査結果について

1 会員となった以降の効果(複数回答可)

①従業員の安全衛生意識(モラル)が高揚・向上した	70.3%
②安全衛生活動が活発化した	68.2%
③安全衛生水準が向上した	65.9%
④労働災害が減少、ゼロ又は少ない状態持続した	56.0%
⑤職場のリスクが減少した	43.0%
⑥安全管理の責任が明確になり、継続的な実行が可能になった	36.4%

2 会員として取り組んだ事項(複数回答可)

①安全衛生教育・研修(当協会実施のもの)	69.0%
②技能講習の受講	58.1%
③当協会作成のテキスト等を利用した社内研修の実施	38.0%
④安全・衛生管理士、協会の安全管理担当者による指導・支援の実施	24.5%
⑤労働安全衛生ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄｼｽﾃﾑの導入	18.2%

3 当協会の事業で活用したことのある事業と効果(複数回答可)

(%)

事業	活用したことがある		効果があった	効果がなかった	どちらともいえない
①安全衛生ﾊﾟﾄﾛｰﾙ・事業場指導事業	78.1	(100.0)	94.8	0.7	4.5
②指差呼称定着、実践者養成研修事業	55.6	(100.0)	81.9	1.0	17.1
③船内荷役作業主任者等技能講習事業	48.0	(100.0)	79.9	1.4	18.7
④管理監督者等安全衛生ｾﾐﾅｰ事業	56.1	(100.0)	81.9	1.4	16.8
⑤ﾘｽｸｱｾｽﾒﾝﾄ研修、安全管理者選任時研修事業	50.5	(100.0)	82.5	1.3	16.2

(参 考)

調査手法	ｱﾝｹｰﾄ調査票を全国の総支部から会員事業場に送付し、郵送・FAXにて回答を得た。
調査実施時期	平成23年7月25日～8月20日
調査対象	全ての港湾労災防止協会会員事業場(1,736事業場)
回答事業場数	903事業場 (回収率 52%) (9月13日現在)

写

港災防発第 １８３号
平成22年3月１７日

港湾貨物運送事業労働災害防止協会
各総支部長 殿

港湾貨物運送事業労働災害防止協会
会　長　藤木幸夫

船舶設備等の保守・点検及びその結果に基づく
安全措置に係る要請及び法令順守の徹底について

最近、船舶の設備である揚貨装置による重量物の運搬の際にカーゴワイヤ等が切断し、荷が落下する災害、作業中に船舶内の高所、開口部から墜落する等の災害、港湾の埠頭の施設であるガントリークレーンの逸走や埠頭における港湾荷役車両に巻き込まれる等の災害がしばしば発生しています。

港湾荷役作業を行うに際し、その作業に係る施設、設備、荷役機械等による労働災害を防止するためには、施設、設備、荷役機械等の点検、補修等を行い、安全措置を講ずることが必要であり、この点について労働安全衛生関係法令に規定され、また、労働災害防止団体法に基づく港湾貨物運送事業労働災害防止規程（以下「災防規程」という。）においても規定されているところです。

ご案内のとおり港湾荷役作業が行われる本船内、埠頭等の施設、設備、荷役機械等は、港湾貨物運送事業者自らが所有、管理するものはほとんどなく、他の事業者等が所有し、管理する施設、設備等の提供を受け、かつ、他の事業者等が所有し、管理する場所において会員は作業を行っていることから、災防規程第10条においては、会員が、施設、設備等の管理者に対して、その安全措置の状態を照会するとともに、安全の確保に関して要請するよう求めています。

このようなことから、今般、別添１により（社）日本船主協会及び外国船舶協会に対して、また、別添２により６大港の港湾管理者に対して要請を行いました。なお、６大港以外の港湾管理者についても、必要に応じて要請を行うこととしていることを申し添えます。

つきましては、総支部、支部による安全衛生パトロールを積極的に展開するとともに、港湾荷役作業を行うに際しては、労働安全衛生関係法令の遵守はもとより、特に、下記に示す事項について、貴総支部傘下の会員に対する指導等を実施していただくようお願いします。

記

1　船主、港湾管理者等と緊密な連携をとり、安全な港湾荷役作業を実施するための対策の徹底を図ること。

2　墜落、転落災害の防止対策については、手すり、柵等の設置、はしご、安全帯の使用等の対策の徹底を図ること。

3　揚貨装置、クレーン等の荷役運搬機械については、作業範囲内への労働者の立入禁止、退避等の安全確認、点検・整備の励行を図ること。

4　リスクの低減対策として、リスク点検表等による危険性又は有害性の洗い出しを行い、直ちに改善できる事項は改善し、当日の危険ポイントを作業者全員で確認唱和し、安全作業の実施に努めること。

5　雇入れ時や作業内容変更時の安全衛生教育の徹底を図るとともに、危険予知訓練（ＫＹＴ）の積極的な実施及び定着に努めること。

＜別添1＞

港災防発第 １８３号
平成22年3月１７日

（社）　日本船主協会　　殿
　　外国船舶協会　　殿

港湾貨物運送事業労働災害防止協会
会　　長　　藤　木　幸　夫

船舶設備の安全確保措置等労働災害防止のご協力のお願いについて

最近、カーゴワイヤの切断など船舶の荷役設備に起因する災害および墜落防止措置のない船舶の高所、開口部から墜落する等の災害がしばしば発生しています（別紙「事故事例」ご参照）。

港湾運送事業者が荷役作業を行う際には、労働災害を防止するため、本船の荷役設備等の安全点検や、高所作業場所・開口部に墜落防止措置を施すなどの安全対策を実施していますが、これらは労働安全衛生関係法令に規定され、また、当協会が労働災害防止団体法に基づき策定している港湾貨物運送事業労働災害防止規程（以下「災防規程」という。）においても詳細に規定しているところです。

一方、港湾運送事業者は、船舶所有者が所有・管理する本船の荷役設備を利用して作業を行うため、これら設備の安全確保については船舶所有者のご協力が不可欠です。このため、災防規程では、各港湾運送事業者は「荷役機械、設備等の管理者に対して、その安全措置の状態を照会するとともに、荷役機械、設備等の整備、補修等の実施について要請する」よう定めています。これを踏まえ、当協会は、安全衛生パトロールの積極的な展開、本船側との緊密な連携による安全対策の徹底や点検・整備の励行等について、傘下の会員に対する指導を行っているところです。

つきましては、貴会におかれましても、貴会会員の管理する船舶の荷役設備等について、適正な期間毎の点検・保守・整備の実施、高所作業場所における柵の設置などの安全確保措置を徹底していただくとともに、本船の荷役作業にあたって当協会会員から安全確保措置についてお願い申し上げる際には、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

＜別添2＞

港災防発第 １８３号
平成22年3月１７日

別記の港湾管理者　殿

港湾貨物運送事業労働災害防止協会
会　長　藤木幸夫

港湾施設の安全確保措置等労働災害防止のご協力のお願いについて

最近、港湾の埠頭の施設であるガントリークレーンの逸走や埠頭における港湾荷役車両に巻き込まれる等の災害がしばしば発生しています（別紙「事故事例」ご参照）。

港湾運送事業者が、港湾荷役作業を行う際には、労働災害を防止するため、埠頭に設置のガントリークレーン等について安全点検の上、必要な安全措置を講じること、あるいは、荷役運搬機械等による事故を防止するため、できるだけ死角を無くし、関係者以外の立入禁止措置等をとることが必要であり、このため、その作業に係る施設、荷役機械等の点検、補修等については、労働安全衛生関係法令に規定され、また、労働災害防止団体法に基づく港湾貨物運送事業労働災害防止規程（以下「災防規程」という。）においても詳細に規定しているところです。

一方、港湾荷役作業が行われる埠頭等の施設、荷役機械等は、港湾運送事業者自らが所有、管理するものはほとんどなく、施設、荷役機械等の提供を受けて、港湾運送事業者は作業を行っており、施設、荷役機械等に係る安全を確保するためには、その所有者・管理者に対してその点検及び安全措置について要望することが必要となります。

このため、災防規程においては、会員は、施設、荷役機械等の管理者に対して、その安全措置の状態を照会するとともに、施設、荷役機械等の整備、補修等の実施について要請するよう定めており、当協会の役割として関係者に対して必要な措置と協力を要請するものと規定しています。

このようなことから、今般、別添のとおり、安全衛生パトロールの積極的な展開、港湾管理者等と緊密な連携をとった安全対策の徹底や点検・整備の励行等について、当協会の総支部に対し、傘下の会員への指導等を実施するよう通知したところです。

当協会としては、今後とも、会員が港湾荷役作業において安全措置を励行するよう努めてまいりますが、貴管理下にある施設、荷役機械等について、適正な期間毎の点検・保守・整備の実施、あるいは、荷役機械等の安全措置の実施を行っていただきますようお願い申し上げますとともに、施設等の安全確保措置等について会員からお願い申し上げる際は、ご協力賜りますようよろしくお願い申し上げます。

危険物又は有害物事前連絡表

御　中　　連絡月日・平成 □□ 年 □□ 月 □□ 日

荷　主		提出責任者		電話	（　　）
取扱店社		連絡責任者	印	電話	（　　）

船会社名		入港予定日	
本船名		仕向港又は仕出港	（国名：　　）
元請店社名		荷役	1．積荷　2．揚荷
蔵置場所	1 蔵置（　　）2 直行	搬入予定日	年　月　日

国連番号	UN			個数	
正式品名	日本語名：			総質量	kg
				正味質量	kg
	英語名：			容積	m³
				物理的性状	1固体　2液体　3気体 4物品　5その他
等級	CLASS				
隔離区分	1 火薬類該当（区分：　　）　2 非該当			運送単位	1個品　2オーバーパック 3コンテナ　4その他
副次危険性等級	1 該当　（等級：　　）　2 非該当				
容器等級	Ⅰ　Ⅱ　Ⅲ　－	少量危険物	1該当　2非該当	容器・外装等	1ドラム類（　　） 2箱物（　　） 3ジェリカン（　　） 4袋物（　　） 5複合容器（　　） 6高圧容器（　　） 7その他（　　）

危険物の分類・項目等 （危険物船舶運送及び貯蔵規則並びに関連告示）	1火薬類　1.1　1.2　1.3　1.4　1.5　1.6　火薬、爆薬、弾薬、火工品その他 2高圧ガス　2.1引火性　2.2非引火性非毒性　2.3毒性 3引火性液体類　（F.P.　　℃） 4可燃性物質類　4.1可燃性　4.2自然発火性　4.3水反応可燃性 5酸化性物質類　5.1酸化性物質　5.2有機過酸化物 6毒物類　6.1毒物　6.2病毒をうつしやすい物質 7放射性物質等　放射性物質及び同物質により汚染された物 8腐食性物質 9有害性物質　上記以外で人や物件に危害・損傷を与える物質
危険物の危険性・有毒性・爆発性・引火性等	
危険物取扱上の注意事項等	
危険物取扱上の保護具等	
救急医薬品	
応急処置　人体	
応急処置　貨物	
備考	

注1　本表は正式品名の英語名を除き日本語で記載のこと。
2　項目選択欄は、該当項目を○印で囲み（例 (5.1酸化性物質)）、また、（　）内には必要事項を記入のこと。
3　本表は作業開始3日前までに関係先に提出のこと。仮蔵置の場合には特に早めに提出のこと。
4　記載不備の場合は受付をお断わりすることもあります。
◎危険物・有害物の取扱いについては、本表の注意事項及び関係法規を遵守し、過漏のないよう慎重に取り扱うこと。